特定非営利活動法人 BASE　定款

第１章　総　則

(名称)

第１条　この法人は、特定非営利活動法人 BASE という。

(事務所)

第２条　この法人は、主たる事務所を東京都豊島区内に置く。

第２章　目的及び事業

(目的)

第３条　この法人は障害を抱えた方とその家族、関係者、生活困窮者及び地域社会が抱える福祉的課題に取り組み、当事者一人ひとりが地域社会の構成員としてより良い生活をしていけるよう各種生活、就労支援に関する事業を行い、地域福祉社会の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第４条　この法人は、第3条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

(3) 経済活動の活性化を図る活動

(4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(5) 子どもの健全育成を図る活動

(事業の種類)

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
障害福祉サービス事業及び相談支援事業

(2) その他目的を達成するために必要な事業

第３章　会　員

（種　別）

第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正 会 員　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員　この法人を賛助するために入会した個人及び団体

(入　会)

第７条　会員の入会について、特に条件は定めない。

2　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3　理事長は、第２項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第８条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第９条　会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して１年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退　会)

第10条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除　名)

第11条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(入会金、会費の不返還)

第12条　既納の入会金、会費は、返還しない。

第４章　役員及び職員

(種別及び定数)

第13条　この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事　３人以上

(2) 監事　１人以上

2　理事のうち１人を理事長とする。

(選任等)

第14条　理事及び監事は、総会において選任する。

2　理事長は、理事の互選とする。

3　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総

数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
４　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。
(職　務)
第15条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
２　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
３　監事は、次に掲げる職務を行う。
(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
(2) この法人の財産の状況を監査すること。
(3) 前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べる、若しくは理事会の招集を請求すること。
(任期等)
第16条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
２　補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
３　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
(欠員補充)
第17条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。
（解　任）
第18条　役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。
(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)
第19条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。
２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。
(職員)

第20条　この法人に、事務局長その他の職員を置く事ができる。
2　職員は、理事長が任免する。

第５章　総会

(種　別)
第21条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。
(構成)
第22条　総会は、正会員をもって構成する。
(権能)
第23条　総会は、以下の事項について議決する。
(1) 定款の変更
(2) 解散
(3) 合併
(4) 事業報告及び決算に関する事項
(5) 会員の除名
(6) 資産の管理の方法
(7) 役員の選任及び解任に関する事項
(8) 入会金及び会費に関する事項
(9) 事務局の組織及び運営
(10) その他運営に関する重要事項
(開催)
第24条　通常総会は、毎年１回開催する。
2　臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
(2) 正会員総数の５分の１以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
(3) 監事が第15条第3項第4号の規定に基づいて招集するとき。
(招集)
第25条　総会は、第24条第２項第３号の場合を除いて、理事長が招集する。
2　理事長は、第24条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3　総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。
(議長)
第26条　総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。
(定足数)

第27条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第28条　総会における議決事項は、第25条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条　各正会員の表決権は、平等なものとする。

２　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

３　前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第１項及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。

４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。

第６章　理事会

(構成)

第31条　理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条　理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 事業計画及び予算に関する事項

(4) 役員の職務及び報酬に関する事業

(5) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第33条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の２分の１以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 第１５条第３項第５号の規程により、監事から招集の申請があったとき

(招集)

第34条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長は、第33条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条　理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第36条　理事会は理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条　理事会における議決事項は、第34条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条　各理事の表決権は、平等なものとする。

２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

３　前項の規定により表決した理事は、第36条及び次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録）)

第39条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第７章　資産及び会計

(資産の構成)

第40条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第41条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の１種とする。

(資産の管理)

第42条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条　この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

(1) 会計簿は正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。

(2) 計算書類(活動計算書及び貸借対照表をいう。次条第一項において同じ)及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。

(3) 財産目録、貸借対照表及び決算書は、会計簿に基づいて財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。

(4) 採用する会計処理の基準及び手続きについては、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(会計の区分)

第44条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計の１種とする。

(事業計画及び予算)

第45条　この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、理事会の決議を経なければならない。

(暫定予算)

第46条　第45条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を

講じることができる。

2　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第47条　この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業年度)

第49条　この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第８章　定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第３項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2　この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く)したときは所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第51条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の議決を経なければならない。

3　第１項第２号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第３項に規定する法人のうちから総会において選出したものに帰属するものとする。

(合　併)

第53条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　公告の方法

(公告の方法)

第54条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第１０章　雑　則

(細　則)

第55条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附　則

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	向谷地　宣明
理　事	木村　純一
理　事	白江　香澄
理　事	向谷地　生良
理　事	久保　優一
監　事	齋藤　剛

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第１項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成２８年３月３１日までとする。

4　この法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成２８年３月３１日までとする。

5　この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 年会費

正会員	個人	1口	2,000円
	団体	1口	3,000円
賛助会員	個人	1口	1,000円
	団体	1口	3,000円

以上